

五所川原市介護予防・通いの場づくり事業補助金 補助対象経費について(令和8年4月改定版)

※補助対象経費は下記のうち、申請年度の4月1日から3月31日までに支払いのあったものとなります。支払い時のレシート、領収証は実績報告時に必要ですので、必ず保管をお願いします。

※補助対象経費が交付額に満たない場合は、実績報告後に差額を返還いただきます。

◎ご不明な点はお問い合わせください。

→ 介護福祉課 ☎0173-35-2111

費目	○補助対象となる経費	×補助対象外となる経費
報償費	○講師への謝金	× 構成員が講師を務めた場合の謝金 × ボランティア等に物品購入を頼んだ際の謝金
旅費	○講師の交通費 ○活動のために公共交通機関を利用した際の料金 ○貸切バスを使用した際、返却時に補充するガソリン代	× 個人の自家用車を使用した際の交通費、ガソリン代(構成員の送迎等) × 活動に必要と客観的に証明できない経費
消耗品費	○事務用品代(文房具、コピー用紙等) ○景品代	× 活動の規模から客観的に判断して、必要以上に計上されている経費
印刷製本費	○資料、チラシ等の印刷代	× 活動の規模から客観的に判断して、必要以上に計上されている経費
光熱水費	○事務所等の電気・ガス・水道代	
保険料	○ボランティア等の活動保険料	
郵便代	○活動に必要な郵便代(チラシ送付、関係機関への書類送付等)	× 活動に関係のない、個人的なやりとりに使用する郵便代 × 活動の規模から客観的に判断して、必要以上に計上されている経費
使用料及び賃借料	○会場・施設使用料 ○パソコン等の機器レンタル料 ○貸切バスの使用料	× 電話料金 × 活動に必要と客観的に証明できない経費
備品購入費	○活動に必要な物品の購入代(レクリエーション用具、運動用具等)	
その他経費	○調理を伴う活動を行うための食材費	× 調理を伴わない活動の際の食品代(弁当、お菓子、飲み物、調味料等全般)